

今月の税務トピックス

(暦年制度課税における相続開始前贈与の加算の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

暦年課税制度における相続開始前贈与の加算期間は、昭和33年度税制改正で設定されました。近年における税務行政等のデジタル化、過去最高の平均寿命の更新による生前贈与可能期間が長くなっていること及び認知症が増加していること等の状況変化を考慮した見直しの必要性が提言されていました。

令和5年度税制改正では、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、その加算期間が延長されました。

本稿では、暦年課税制度の改正前及び改正後の制度の概要と実務上の留意点について解説します。

I 改正前制度の概要

暦年課税制度では、各年の1月1日から12月31日までの1年間(暦年)ごとに基礎控除額(110万円)を超える贈与部分に累進税率による贈与税が課税されることとなります。

この贈与を受けた受贈者は、その贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに受贈者の住所地の所轄税務署長に贈与税の中告書を提出し、納税を行わなければなりません。

なお、相続開始前3年以内の贈与部分があれば、その価額が相続財産に加算され、その加算された贈与財産に対応する贈与税額が相続税額から控除されます(同相法19)。

II 令和5年度税制改正

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内(改正前:3年以内)に相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産(以下「加算対象贈与財産」といいます。)の価額(加算対象贈与財産のうち相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとされます(相法19①)。

III 適用関係

上記Ⅱの改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、令和5年12月31日以前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例によります(令和5年改正法附則19①)。

IV 経過措置(図表参照)

令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈(死因贈与及びその相続に係る被相続人からの贈与により取得した

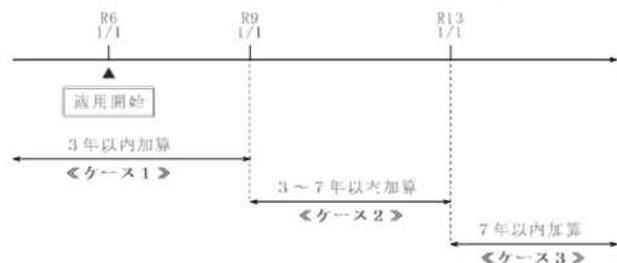
財産で「相続時精算課税の選択(相法21の9③)」の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。以下同じ。)により財産を取得する者については、前述Ⅲの規定にかかわらず、上記Ⅱの規定が適用されます。この場合において、上記Ⅱにおいて「7年」とあるのは、「3年」とされます(令和5年改正法附則19②)。

また、令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る上記Ⅱの規定の適用については、上記Ⅱにおいて「その相続の開始前7年以内」とあるのは、「令和6年1月1日からその相続の開始の日までの間」とされます(令和5年改正法附則19③)。

おわりに

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況となっています。18歳以上の子には相続時精算課税制度、加算対象とならない孫には暦年課税制度を有効活用し、高齢世代が保有する資産を早いタイミングで若年世代に移転させ、生前贈与を通じた経済の活性化が期待されています。

図表: 暦年課税における相続開始前贈与の加算の見直し



《ケース1》令和8年7月1日死亡の場合は、令和5年7月1日以降に受けた贈与(3年間)が加算対象とされます。

《ケース2》令和10年1月1日死亡の場合は、令和6年1月1日以降に受けた贈与(注)(4年間)が加算対象とされます。

(注)令和6年1月1日から死亡日までの贈与

《ケース3》令和13年7月1日死亡の場合は、令和6年7月1日以降に受けた贈与(7年間)が加算対象とされます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。